明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働九七）　一

〔告　示〕
○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和四年度衆議院共済組合の決算関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第九十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信